

R8年度 豊田中央図書館

団体貸出のご案内

こどもたちの読書活動や調べ学習を支援するために、団体貸出を行っています。

【対象団体】

- ・小・中・特別支援学校
- ・高等学校

- 貸出点数 貸出対象の本・紙芝居あわせて **50点**（紙芝居は10点まで）
- 貸出対象資料 中央図書館の下記資料

貸出対象の資料	貸出対象外の資料
<ul style="list-style-type: none">・絵本・紙芝居・外国語絵本・児童書（洋書含む）・ティーンズ図書・一般書・洋書・郷土資料・自動車資料	<ul style="list-style-type: none">・エプロンシアター・パネルシアター・雑誌

※以下の地区の利用団体は、該当の交流館図書室の資料も貸出できます。

地区	交流館図書室名
旭中 学校区	旭 交流館図書室
足助中 学校区	足助 交流館図書室
稲武中 学校区	稲武 交流館図書室
小原中 学校区	小原 交流館図書室
下山中 学校区	下山 交流館図書室
藤岡中 学校区	藤岡 交流館図書室
藤岡南中 学校区	藤岡南 交流館図書室

- 貸出期間 **1か月**（継続貸出不可）

※裏面に続く

- 貸出方法 ①中央図書館の対象資料の中から借りたい資料を選ぶ
②中央図書館4階総合案内前の自動貸出機で手続き
→**団体貸出利用カード（以下貸出カード）**を読み込む
※貸出後に貸出票が出てきます。「返却のしおり」が必要な場合は、
4階団体貸出専用カウンターへお申し出ください。
※資料を入れる箱（袋）、台車等を、各自でご用意ください
- 返却方法 交流館または、**中央図書館4階団体貸出専用カウンター**で返却
※一般の返却ポストは利用不可
期限が過ぎての返却→中央図書館4階団体貸出専用カウンターのみ
- 利用期間 **令和8年4/1（水）～令和9年3/19（金）**
※令和9年4/1より同じ貸出カードで団体貸出サービスの利用可能

団体貸出利用上の注意事項

- ① 同じタイトルの資料を複数借りることはできません。
- ② リクエストや予約はできません。
- ③ 各家庭への貸出はできません。
- ④ 貸出カードでの個人的な資料の貸出はご遠慮ください。
- ⑤ 団体貸出は、毎年3月末で整理をするため、年度末には資料を返却してください。

資料や貸出カード等を紛失、破損、汚損したとき

- ① 資料を破損・汚損した場合
→補修せずに**中央図書館4階団体貸出専用カウンターへ持参**（交流館窓口は不可）
- ② 資料を紛失した場合
→**中央図書館（団体貸出担当者）まで電話連絡**
* 適切に管理された上での破損・汚損・紛失だと館長が認めた場合は、
弁償対象になりません。
- ③ 貸出カードを紛失・破損した場合
→**中央図書館（団体貸出担当者）まで電話連絡**（再発行をします）

【問合せ先】

豊田中央図書館 電話 32-0717 FAX 32-4343 担当：中村
図書館管理課 電話 32-7970 FAX 41-6183 担当：高村